

カードリーダーが設置されている医療機関・薬局では

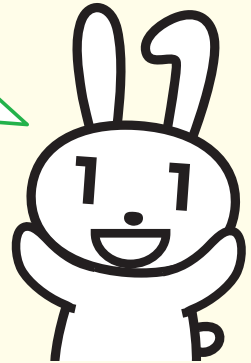
# マイナンバーカードを 保険証として利用できます

医療機関や薬局でマイナンバーカードを保険証として使えるようになってきました。マイナンバーをキーにして医療保険の資格確認が行われますので、勤務先に届け出たマイナンバーに変更や誤りがある場合は当健保組合に申し出てください。

\* 現在お持ちの保険証も引き続き利用できますが、2024年秋頃を目途に保険証が廃止される方針です。

マイナンバーカードは  
お持ちですか？  
保険証として使える  
医療機関が増えていきますよ！

届け出済みのマイナンバーを  
再度ご確認ください



保険証として利用するには 「マイナポータル」での事前登録が必要です。

## 「マイナポータル」とは？

政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップでできたり、ネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができたりします。行政機関等が持っているあなたの特定個人情報や、行政機関からのお知らせも確認できます。

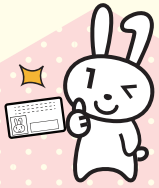
マイナ  
ポータルは  
こちらから



マイナンバーカードを  
保険証として利用すると


## こんな メリットがあります！

ずっと一緒♪



就職・転職・引越しをしても、  
保険証として  
ずっと使える！

あなたのからだのためにも♪




初めての医療機関でも同意をすれば  
今まで使用した薬の情報を  
医師等と共有できる！

健康管理にもいいね♪



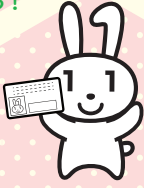
マイナポータルで  
特定健診や薬剤、医療費の  
情報が見られる！

簡単便利♪



マイナポータルを通じた  
医療費情報の自動入力で  
確定申告の医療費控除が  
簡単にできる！

すべてが1枚にまとまって便利♪



限度額適用認定証の書類を  
持参しなくても  
限度額以上の支払いが  
免除される！



マイナンバーカードの詳細は、「マイナンバーカード総合サイト」

<https://www.kojinbango-card.go.jp> をご覧ください。

